
設計業務等変更ガイドライン

令和8年3月

鹿児島県土木部

1	策定の背景・目的等P 1
2	変更手続きの流れP 3
3	設計変更が可能なケースP 4
4	設計変更が不可能なケースP 5
5	設計変更の手続事例	
	(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続P 6
	(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続P 7
	(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続P 8
	(4) 業務の中止の場合の手続P 9
	(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の 手続P10
	(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるものP11
6	適正な工期設定P12
7	添付資料	
	(1) 設計業務等委託契約書（抜粋）P14
	(2) 設計業務等共通仕様書（抜粋）P18
	(3) 事例集P21

※ 7(3)の出典：国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

「土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】（R4.3月）」から抜粋

(1) 策定の背景

土木の設計業務等は、

- 多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。
- 改正品確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

本ガイドラインは、発注する設計業務等において、設計業務等委託契約書を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や、設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とし策定している。

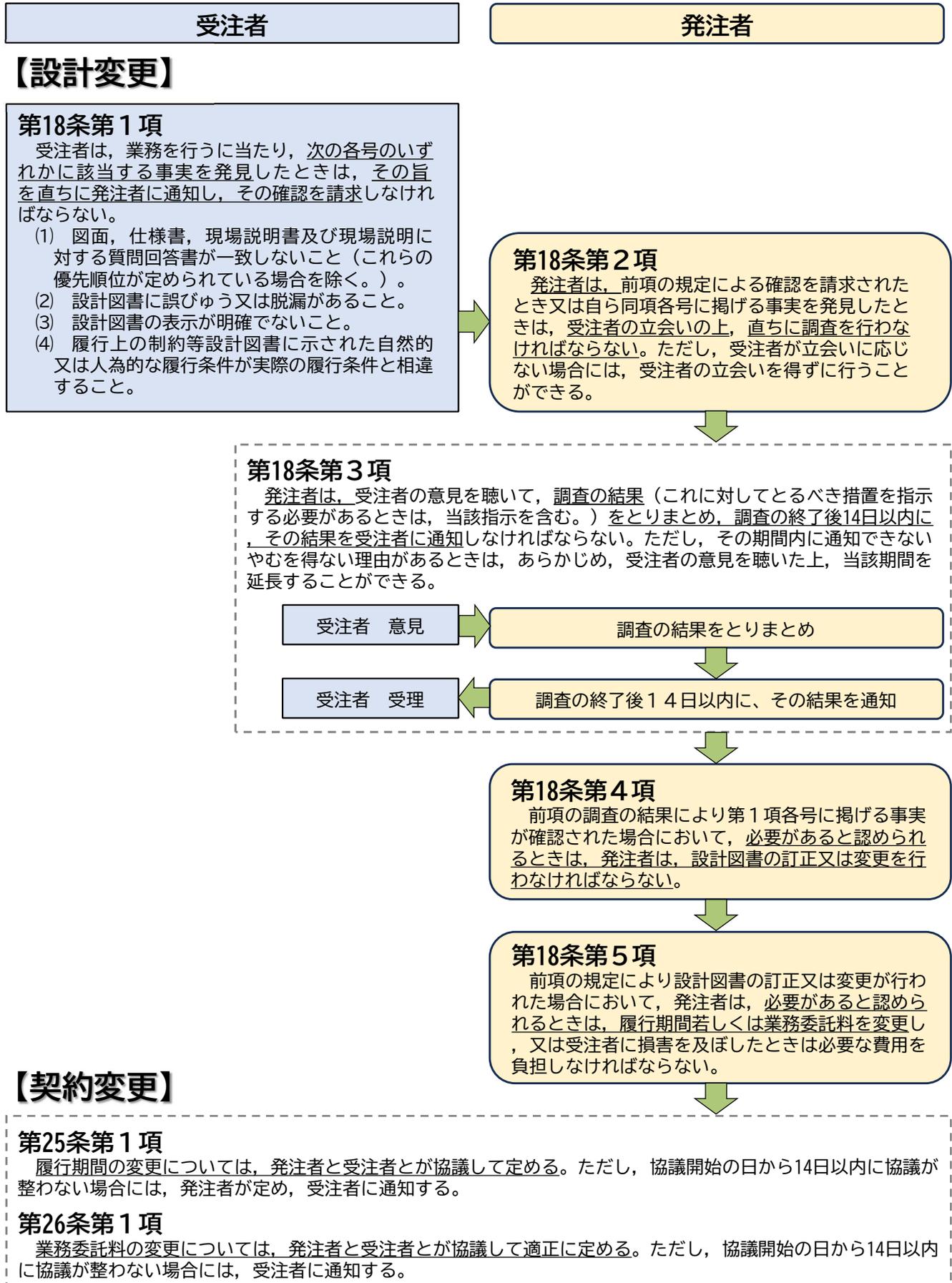
- 契約関係の適正化
- 設計図書の変更手続の円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする成果物の品質の確保

(3) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る必要がある。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う必要がある。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書等をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

2 変更手続きの流れ

- 契約約款の記述（抜粋）に沿った一般的な設計変更手続きの流れを以下に示す。



(1) 基本事項

次のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- ① 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責によらない事項が確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- ③ 所定の手続（契約書第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- ④ 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- ⑤ 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

(2) 留意事項

設計図書の指示・変更にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- ② 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- ③ 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
- ④ 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。（プロポーザル方式の場合）

(1) 基本事項

次のような場合においては、原則として契約書第25条及び第26条の変更ができない。

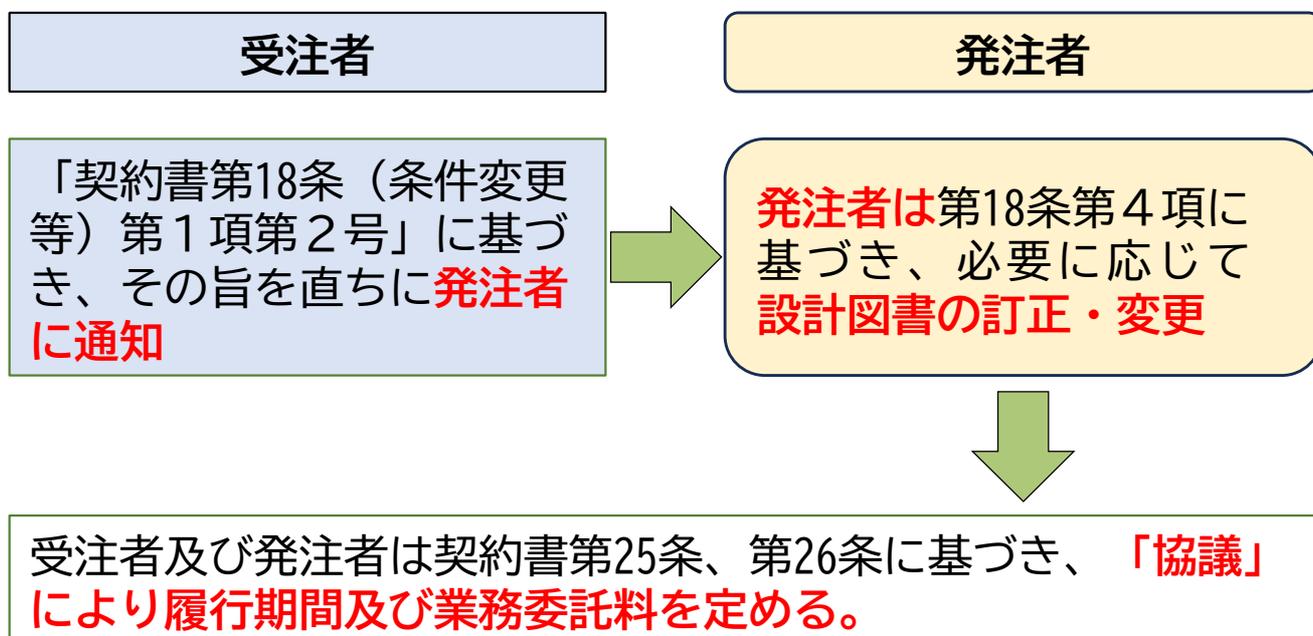
ただし、契約書第27条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
- ③ 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合
（契約書第18条～第26条、共通仕様書第1121条～第1124条）
- ④ 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続 (契約書第18条第1項第2号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



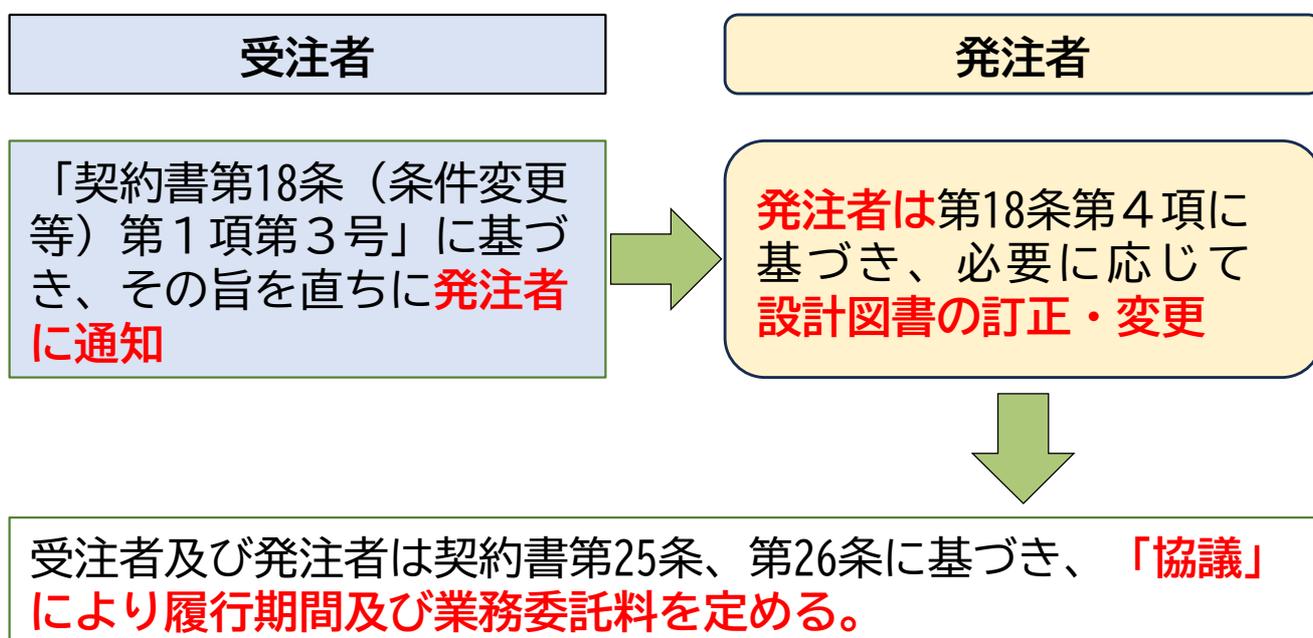
- 例
- ① 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
 - ② 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
 - ③ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

等

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続 (契約書第18条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



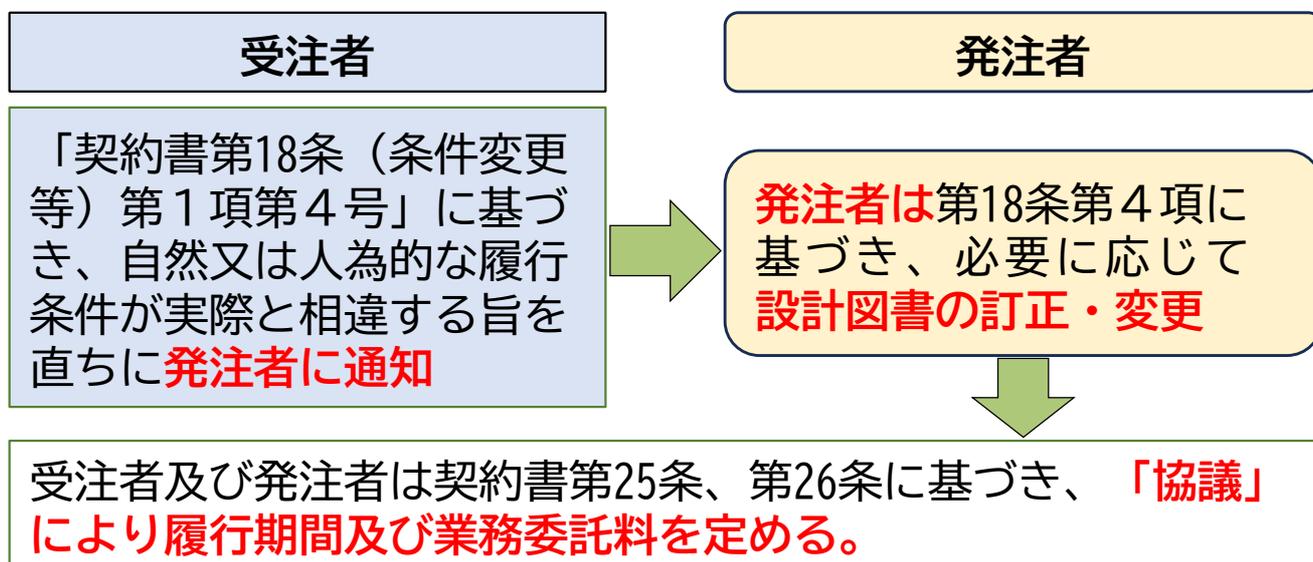
- 例
- ① 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
 - ② 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
 - ③ 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
 - ④ 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続（契約書第18条第1項第4号）

自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



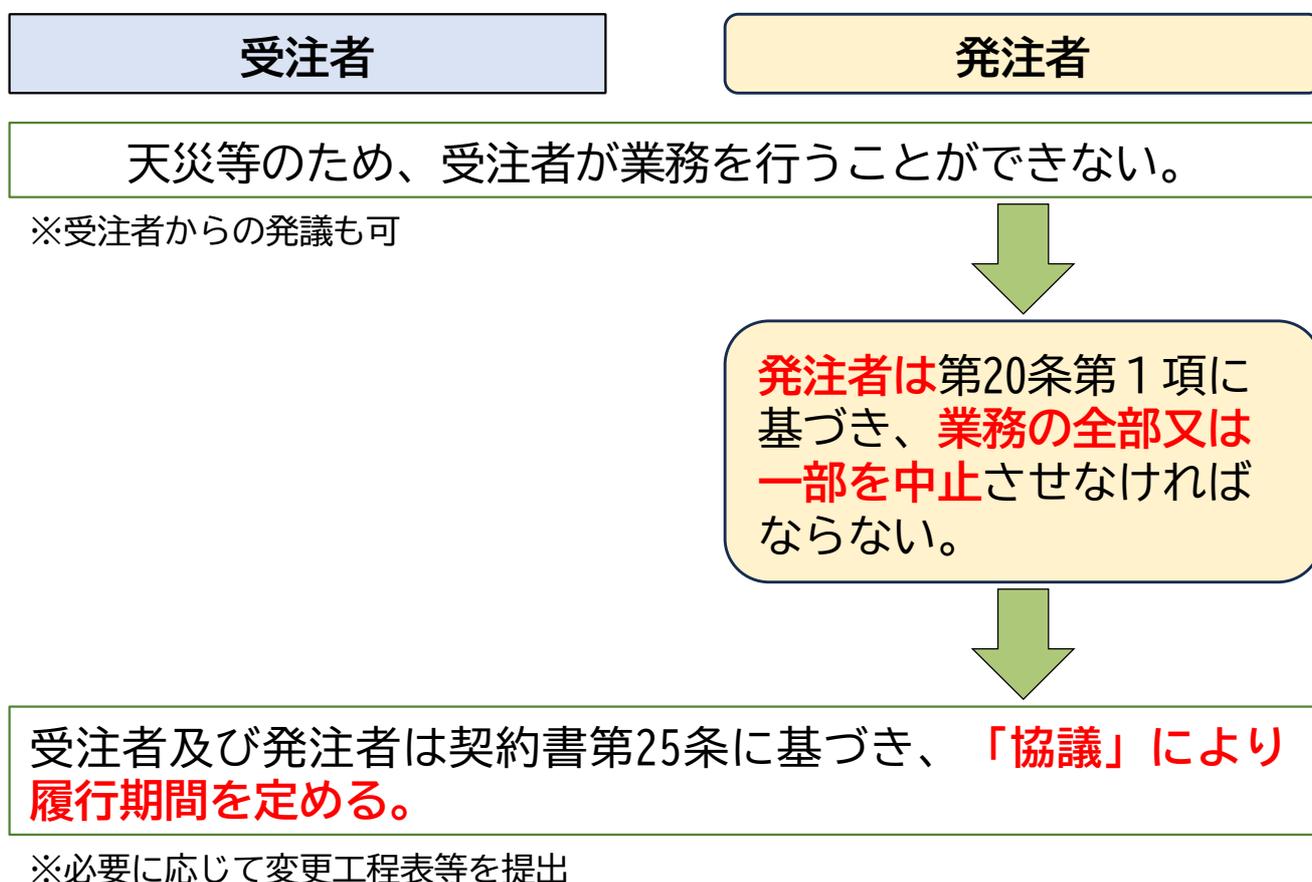
- 例
- ① 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
 - ② 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
 - ③ 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
 - ④ 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、設計業務等の続行ができなかった。
 - ⑤ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行ができなかった。
 - ⑥ 設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
 - ⑦ その他、新たな制約等が発生した場合

等

(4) 業務の中止の場合の手続 (契約書第20条、共通仕様書第1124条)

第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。

この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



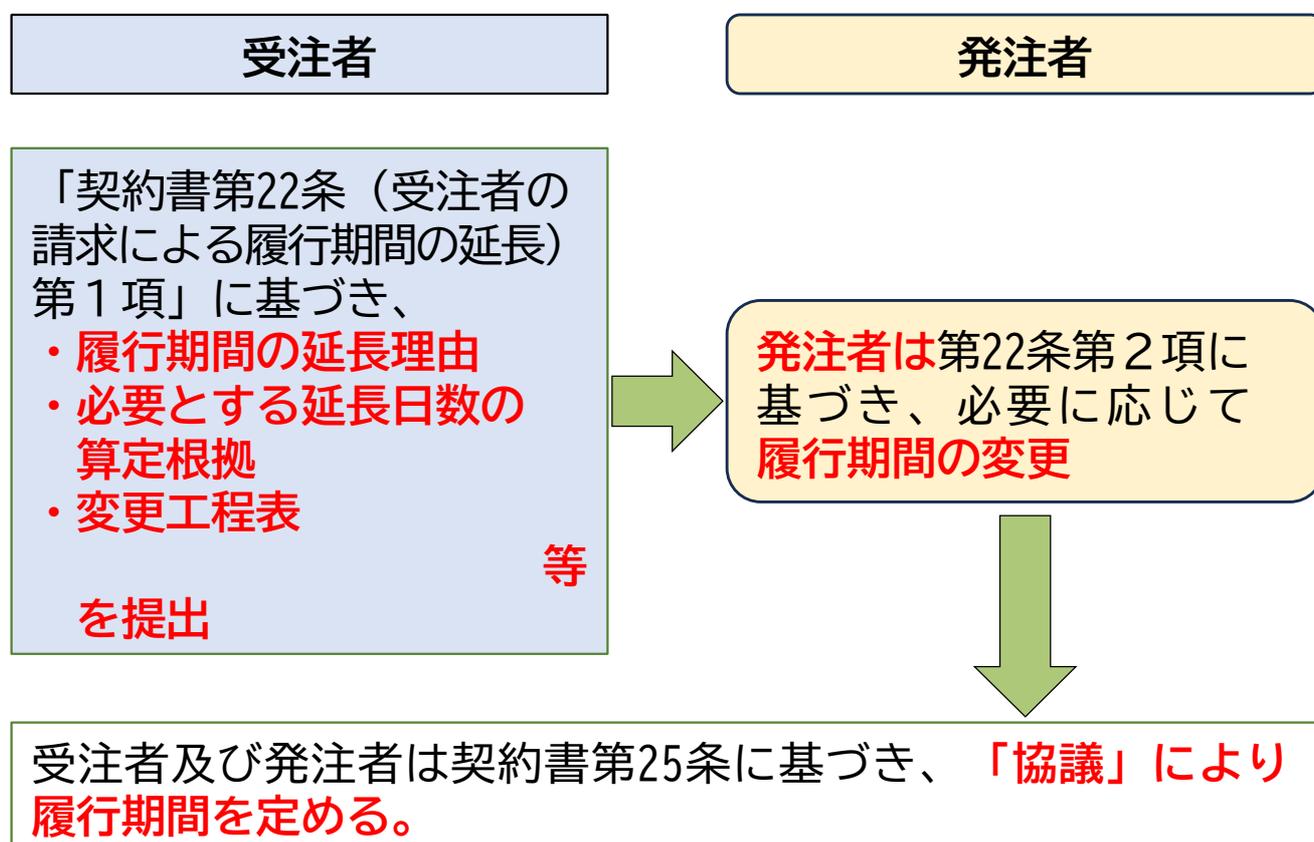
- 例
- ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 - ② 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
 - ③ 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

等

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の 手続（契約書第22条、共通仕様書第1123条）

受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



- 例 ① 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
② 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

(6) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの (共通仕様書第1105条)

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- 例
- ① 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
 - ② 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
 - ③ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

等

受注者の責めに帰することができない事由による 工期の変更（契約書第22条、共通仕様書第1123条）

(1) 業務スケジュール管理表の共有 ※対象業務のみ

業務においても土木工事と同様に、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下の現場において実施されるものもある。特に業務においては関連する他業務成果との密接な関係などもあり、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある場合については、協議を円滑に実施するため、業務スケジュール管理表を受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理方法を明確にする。

<業務スケジュール管理表の共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において業務スケジュール管理表（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

業務スケジュール管理表は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

履行期間全体にわたって業務スケジュール管理表の共有を円滑に実施するために、打合せ時に共有するとともに、必要に応じて、情報共有システム（ASP）の機能を活用し共有するものとする。また、最終の業務スケジュール管理表については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

(2) 履行期間の変更

業務工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の業務工程について受発注者間で共有するものとする。工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に履行期間の変更を検討するものとする。

また、履行期限が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した業務工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（積算又は見積もり）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 作業中止や作業一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(1) 設計業務等委託契約書（抜粋） ※R7.3月版

（指示等及び協議の書面主義）

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、業務を実施しない日を除く7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下この条及び第30条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場等の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適切な履行期間の設定)

第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して適正に定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、この契約書の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の支払)

第33条 受注者は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したもののみなす。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第35条の2又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(2) 設計業務等共通仕様書（抜粋） ※R7.3月版

第1編 共通編 第1章 総則

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項（現地調査等がある場合のみ）に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1121条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1124条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員的安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第1133条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(3) 事例集

※国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課
「土木設計業務等変更ガイドライン【事例集】(R4.3月)」から抜粋

道路詳細設計(数量変更、工期変更)

設計変更となった事例 5

【業務概要】

工期:R1.6.28~R2.2.28(変更:R2.11.30)

道路詳細設計 1式

軟弱地盤対策工検討設計(盛土部対策工検討、函渠工基礎部対策検討、詳細設計) 1式

【変更協議の要点(ポイント)】

・道路詳細設計が主の業務であったが、地盤が軟弱地盤であり地盤対策が必要となった。工事発注時期が道路詳細設計完了後に迫っていたが、軟弱地盤対策は盛土構造に応じた基礎対策が必要であるため、本業務で軟弱地盤対策の追加検討を行うこととした。

※道路設計完了後に軟弱地盤対策を発注したのでは工事着手までに間に合わない状況であった。

【経緯と変更結果】

軟弱地盤対策検討設計として、履行期間を8ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

橋梁詳細設計(設計変更、工期変更)

設計変更となった事例 6

【業務概要】

工期:R2.7.15~R3.2.26(変更:R3.7.30)

橋梁詳細設計+橋梁予備検討 L=149m

【変更協議の要点(ポイント)】

完成側の設計であることを理由に、予備検討無しの詳細設計(5%増し)で発注していたが、暫定側は日本道路公団による設計であること、設計年次も古いこと等を踏まえて橋梁予備検討が増工となった。

【経緯と変更結果】

・土木工事設計要領では50m以上の橋梁は予備設計を行い「橋梁比較設計検討会」に諮ることとされているため受発注者で協議。

・本局に確認の結果、検討会に諮ることとなったため、橋梁予備設計の検討が必要となり、増額変更を行った。

・あわせて履行期間を5ヶ月延長した。

【コメント】

業務を進めるにあたって、橋梁比較設計検討会に諮ることになり、要望により設計が変更になった場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

橋梁詳細設計(数量変更、工期変更)

設計変更となった事例 7

【業務概要】

工期: R3.4.24~R4.2.28 (変更: R4.3.31)

詳細設計: 鋼3径間連続箱桁×1連 張出式橋脚×2基
箱式橋台×1基, 橋台基礎(場所打ち杭)

【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計は平成28年度に実施された橋梁予備設計業務の成果に基づいて発注した橋梁詳細設計業務である。予備設計完了後の平成29年11月に道路橋示方書が改訂され、その改訂内容により橋長が31m長くなった事にあわせて径間数の変更、設計対象となる下部構造の形式および基数の数量変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

- ・適用道示(平成24年→平成29道示)の改訂内容とその対応を受注者から発注者へ説明
- ・発注者が変更理由を確認し、設計内容が以下の通り変更となった。これに伴い、履行期間を1ヶ月延長し、増額変更を行った。

鋼3径間連続箱桁 → 鋼4径間連続箱桁(変更あり)

張出式橋脚2基 → 3基(追加)

橋台基礎1基 → 1基(変更なし)

橋脚基礎0基 → 1基(追加)

【コメント】

設計に適用する基準等の改訂等が発生した場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。所定の手続きを経て最終決定となる。

橋梁詳細設計(数量変更、工期変更)

設計変更となった事例 8

【業務概要】

工期: R2.9.9~R3.2.26(変更: R3.6.10)

- ・橋梁詳細設計(PC単純プレテンホロー桁橋、照査計算含む)、温度応力解析
- ・CIMモデル作成、施工計画検討(関係機関協議資料作成他)

【変更協議の要点(ポイント)】

橋梁詳細設計に際して土質試験の追加が必要となり、別業務にて対応したが、結果が出るまでの間、一時中止を行った。併せて、河川改修計画(県業務)も並行しており、河川条件や護岸構造、施工計画等について調整を図る必要があったことなどから、工期延長が必要となった。

当初設計にはH29道示改訂に伴う照査計算やCIMモデル作成が含まれていなかったため、増工となった。

【経緯と変更結果】

- ・各種工種増に伴い増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を約4ヶ月延長した。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

橋梁補修詳細設計(数量変更、工期変更) 設計変更となった事例 9

【業務概要】

・橋梁補修設計(現地調査含む)7橋

工期:H30.8.8~H31.2.28(変更:H31.3.20)

【変更協議の要点(ポイント)】

損傷原因推定/補修方針検討に必要な現地調査(中性化/塩化物等の各種Co試験、塗膜成分試験等)を受注者が追加提案し、発注者が了承。対象橋梁のうち2橋(側道)は上部工架替えによる対応が必要なため、補修設計から架替え設計に変更となった。

【経緯と変更結果】

- ・上記変更に伴い増額変更を行った。
- ・あわせて履行期間を約1ヶ月延長した。

【コメント】

現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

災害復旧設計(工期変更)

設計変更となった事例 12

【業務概要】

災害復旧設計一式

工期:R2.8.18~R2.12.31(変更:R3.2.28)

【変更協議の要点(ポイント)】

本業務は、令和2年7月豪雨による斜面崩壊で被災した水道施設の復旧設計を行ったものである。当初工程では、田植えまでに被災施設の復旧工事を完了させるために、測量、地質調査、詳細設計を履行期限の12月末までに終わらせる事になっていた。しかし、実質3ヶ月で詳細設計までを完了させる事は不可能と発注者が判断し、履行期間の延長が必要となった。

【経緯と変更結果】

受発注者協議で受注者から必要履行期間が提示された上で、概略設計をもって工事発注手続きを行い、工事手続きや準備工と並行して地質調査・設計の修正を実施する事で設計期間を確保し、工事着手時点までに施工内容を確定させる事になった。これに伴い、履行期間を2ヶ月延長した。

【コメント】

受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。発注者は第22条第2項に基づき変更できる。

災害復旧設計(数量変更、工期変更)

設計変更となった事例 13

【業務概要】

大型ブロック積詳細設計n=29箇所

工期: R2.9.15~R3.3.31(変更: R3.7.30)

【変更協議の要点(ポイント)】

当初設計では大型ブロック積詳細設計だけで発注していたが、災害復旧工事中に追加対策が必要となり、基礎工や排水処理、空洞化対策の設計が追加変更となった。

【経緯と変更結果】

緊急災害復旧設計として大型ブロック積詳細設計を行っていたため現地条件が不明確な点が多く、工事の床掘によって湧水や空洞がある箇所が判明したり、床掘後の平板載荷試験で地盤反力度が不足している箇所が確認された。このため、工事によって判明した現地条件について対策工の設計を行う必要が生じた。当初の設計条件と相違があった箇所の対策工設計として、基礎工設計や湧水対策設計、空洞化対策設計などを追加し、増額変更を行った。

また復旧工事の完了まで追加設計の対応ができるように履行期間を4ヶ月延長した。

【コメント】

- ・現地の地形条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。
- ・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。

河道計画検討及び築堤岸詳細設計(数量変更、工期変更)

設計変更となった事例 18

【業務概要】

河道計画検討(直轄管理河川・第1次支川)
築堤岸詳細設計(対象支川のうちL=400m)

工期: H30.2.14~H30.7.20(変更: H31.3.15)

【変更協議の要点(ポイント)】

業務内容は過年度の被災を踏まえた水理解析による河道計画検討ならびに築堤護岸の詳細設計であり、堤防高不足を解消する完成形での整備を対象とするものであった。

ところが、設計区間に災害復旧未施工箇所が含まれていたため、堤防法線の見直しが必要となった。

【経緯と変更結果】

- ・災害箇所の原型復旧後を想定したうえで、災害復旧未施工箇所を含めた完成形での堤防整備について河道計画検討及び築堤詳細設計を行う予定であったが、用地交渉を含む地元協議等により堤防法線を見直すこととなり、主に低水部の災害復旧箇所について、護岸築造位置を変更する必要が生じた。
- ・設計変更際には現地状況等の変化も踏まえ、段階施工を前提として仮締切を含む災害復旧箇所に関する護岸設計の見直しを行った。
- ・これらの追加検討に伴い、履行期間の約8か月間延長及び増額変更を行った。

【コメント】

現地の履行条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた場合は、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき変更できる。

・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。